

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月3日(金)午前9時30分から午前11時43分

2. 開催場所 消防庁舎 小会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	有賀 勝英
会長職務代理者	2番	宮原 光平
委員	3番	原 美子
	4番	宮澤 依子
	5番	中村 良治
	6番	小島 敏雄
	7番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員(1人) 福島 正一郎

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 非農地の承認について

報告事項

(1) 専決事項について

7月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から7月17日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。今日も夏の強い太陽ときれいな青空になっております。人間が住めそうでないような感じがする晴れた日でございます。8月度の農業委員総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。いろいろな会議がございまして、昨日は鳥獣害被害対策協議会の会合、1日は監査と、昔に戻ったような感じがしますが、よく消防署に来ていましたので、そんな感じがしているところです。天気がよくて、熱中症のニュースを見ると運ばれた中には死亡してしまうようなこともありますので、今日もこの後作業もありますので、特に熱中症には気をつけて作業していただきますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

3番の原委員さんと4番の宮澤委員さん、お願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目、カラー刷りのものをご覧ください。地図中の水色で塗った3箇所が申請地になります。

東京都江東区・・・番・・・号にお住まいの A さん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積1543㎡および、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積2218㎡および、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積6647㎡以上3筆、計10,408㎡を、伊那市日影・・・番地にお住まいの B さんが取得するものです。

申請地は、所有者のお兄さまであります C さんが長年、果樹園として利用していた

場所ではありますが、現在は休耕地となっており、今後の有効活用を考えていました。譲受人の B さんは現在町外のアパートにて生活をしておりますが、このたび実家のある小横川で住宅を購入し、転居してくる予定です。今後は、休日等、ご両親と一緒に農業を行いたいということで申請がありました。

今回の申請において申請者とご両親は生計が別であります。農地法の世帯の捉え方としまして「住居及び生計を一にする親族、並びに当該親族の行う農業に従事するその他2親等内の親族」となっておりますので、同一世帯として考えたいと思います。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は138㎡で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、中條推進委員、原委員から意見書をいただいております。

<中條推進委員>

7月16日に原委員と私と不動産の方とまわってきました。位置関係は1箇所は確認できましたが、あとはほとんど確認できない状態で、周りは囲ってあるんですが実際は入れないようなくらい荒れて、状態はなかなか確認できませんでした。D不動産の方の話では調査が入っているということでした。道は2mありますし、水道関係はリングをつくっていた関係でタンクで水を引いてやっていたという感じです。近所の方がやってくれるということなので、非常にいいことだと思います。検討をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。小横川もこんなに広い所があるんですね。よろしいですか？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～10番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、地上権の設定であります。地図は2枚目の表を、配置図は2枚目の裏をご覧ください。

地上権とは、他人の土地において工作物を所有するために土地を使用する権利のことです。地上権は賃借権と似ていますが次のような違いがあります。1つ目として、賃借権は債権ですが、地上権は物権であるということ。2つ目として、地上権は地主の承諾がなくても譲渡・転貸できるということ。3つ目として、地上権が設定されると土地所有者に登記義務が生じ地上権は登記簿に登記されているが、賃借権は登記されていないのが大半ということになります。それでは、議案を説明させていただきます。

辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積912㎡および、神奈川県横須賀市鴨居三丁目・・・番にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積572㎡、大字小野・・・番、面積1133㎡、大字小野・・・番、面積1188㎡および、辰野町大字小野・・・番地にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積331㎡、大字小野・・・番、面積912㎡、大字小野・・・番、面積101㎡、大字小野・・・番、面積440㎡、大字小野・・・番、面積317㎡および、辰野町大字小野・・・番地にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積1088㎡および、辰野町大字小野・・・番地にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積993㎡、大字小野・・・番、面積3134㎡、大字小野・・・番、面積309㎡および、塩尻市大字上西条・・・番地にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積925㎡および、辰野町大字小野・・・番地にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積1899㎡、大字小野・・・番、面積970㎡および、塩尻市大字北小野・・・番地にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積708㎡、大字小野・・・番、面積181㎡および、塩尻市大字広丘吉田・・・番地にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積932㎡、大字小野・・・番、面積658㎡および、辰野町大字小野・・・番地にお住まいの○さん所有の大字小野・・・番、面積356㎡、地目は全て畑であります。以上10名の所有者より、21筆、計18,059㎡を駒ヶ根市赤穂・・・番地に所在するA株式会社が取得し太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

申請地周辺は、鳥獣被害が多いうえ、担い手の高齢化により、今後耕作を継続することが困難な土地であり、農地の有効活用が課題となっておりました。譲受人のA株式会社は、申請地に太陽光パネル3,884枚を設置し売電を行いたい計画です。

なお、今回21筆の申請を受け付けて下りますが、事業予定地には他に2筆の農地が含まれています。配置図をご覧くださいと、(位置の説明)この2筆に関しましては、計画段階で所有者がお亡くなりになり、法定相続人不在のため家庭裁判所にて相続財産管理人が選任されています。相続財産管理人が選任された土地については、土地の権利移動に関して家庭裁判所の許可が必要となります。現在、転用に関し家庭裁判所に申請中でありますので、家庭裁判所の許可が下り次第、転用許可の申請を行う予定であります。

また、本来であれば事業予定地全体での転用申請が基本であります。今回は所有者の死亡・相続財産管理人の選定という予測不能の事態であり、事業の遂行に向け家庭裁判所にて適切な手続きが取られていることから、該当部分を除く部分的な申請もやむを得ないと判断し申請を受け付けました。さらに、今回の申請は広大なため段階的な工事となる予定です。2筆については、転用の許可が下りるまで工事対象から外し、現状を維持していくことを確認しております。

申請地は宅地および山林に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

こちらは農振農用地でしたが平成30年3月23日に農振除外の公告が済んでおります。なお、こちらは3,000㎡を超える転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネ

ットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見をいただいております。

<中村委員>

場所は説明がありましたように(場所の説明)になるところであります。仲介業者と中村推進員と現地を確認してきました。一帯は説明がありましたように、以前は畑地で農作物が作られていましたが、近年のイノシシ、サルの被害によりまして作る作物がないという状況でありますので、土地の所有者としましてはお金になるのは太陽光の発電施設しかないという状況の中で、A株式会社と話ができてまして太陽光パネルを設置するというところであります。説明の地図の北にのみ川という川がありまして、18年の災害のときに少し荒れたところでもありますけれど、現在は砂防指定されておまして、災害が起こる状況ではないと判断しております。2筆につきましても後に転用がでてくるとは思います、一帯の開発について報告いたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、3番は関連する案件でありますのでまとめてご説明させていただきます。

2番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の表を、配置図は3枚目の裏をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの Bさんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積1476㎡を、東京都新宿区一丁目・・・番・・・号に所在する株式会社 Cが取得し太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人の Bさんは、高齢のため耕作および管理が困難となってきたため農地の有効活用を考えておりました。譲受人の株式会社 Cは、申請地に太陽光パネル256枚を設置し、売電を行い、売電を行いたい計画です。

3番、所有権の移転でございます。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの Dさんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積1150㎡を、東京都大田区上池台三丁目・・・番・・・号に所在する有限会社 Eが取得し太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人の Dさんは、高齢のため耕作および管理が困難となってきたため農地の有効活用を考えておりました。譲受人の有限会社 Eは、申請地に太陽光パネル288枚を設置し、売電を行いたい計画です。

2枚目の表にある地図をご覧くださいとお分かりいただけるかと思いますが、今回申請の2筆は近隣の農地であり、このたびの転用により太陽光の間に1筆、農地が残る

形となります。2番の申請地と残地となる農地は当初1枚の畑でありましたが、このたびの計画に併せ分筆しています。こちらの畑は、以前より進入に都合のよい部分を農地として利用し、通路から遠い申請部分は休耕となっていました。そのため、転用地の間に農地が残るかたちとなってしまいますが、現在の利用状況に合わせた事業計画であり、残地での今後の耕作に影響がないと考え申請を受け付けました。

2番・3番の申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<原委員>

ご説明いたします。7月9日に宮原職務代理と行ってきました。場所は(場所の説明)です。昔は鳥獣被害もすごく多かったそうですが、今はほとんどなくなったそうで、見に行った日にもすぐそばではちゃんと農耕もされていらっしゃる方が怪訝そうな顔をして私たちを見ていました。そういうわけで、BさんもDさんも、ご親族や子供さんがこのまま残されても困るから何とかしておいてくれという事情があって、このようなことになったと聞いています。現場は草が腰まであるような所です。Bさんの土地は16箇所杭を確認するのにものすごい所でした。Dさんのほうは10箇所ちゃんと確認をしてきました。そういう意味では境はきちんとされています。ただ、後で代理と話したんですけど、どんどん土地がソーラー化されていくんだね、という正直な気持ちは残りました。農業委員として見てきた限りでは杭はしっかりしていますし、今の説明の通りです。ご協議をお願いします。

<有賀会長>

では2番3番一緒に何かご質問がございましたら、よろしいですかね？

<栗林推進委員>

地図で見ると進入路がよく分からないんですけれど。

<事務局 横内>

(場所の説明)から申請地に向かって軽トラ1台が通れる道がありましたので、進入はそこからとなります。

<栗林推進委員>

工事をやるのに軽トラ 1 台分の道で大丈夫か。申請地の間にある農地は大丈夫か。申請地に行くために農地を通るが問題はないのか。

<事務局 横内>

町道から横に入れる道があるので、図面上ではわからないが、そこは今までどおり使っていくということで特に問題はないと思います。

<栗林推進委員>

所有者が違うのだから、もし次に農地を売るときに、道路に接していないので評価が下がるのでは？Bさんが承知しているか。

<事務局 横内>

株式会社 C と、今までの所有者である B さんとの間でどういう取り決めがあるかを確認し、できれば書面にて取り交わしておいたほうがいいのではということを経営に審査していただければと思います。

<有賀会長>

この件については文書での取り交わしを両者でしていただく条件付きということによるければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

<唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4枚目の裏を、配置図は5枚目の表をご覧ください。

辰野町大字樋口・・・番地にお住まいの F さんが所有いたします、大字樋口・・・番、地目は田、面積1105㎡を、辰野町大字樋口・・・番地に所在する株式会社 G が取得し、事業所敷地を拡張するための申請でございます。

譲渡人の F さんは、高齢となり耕作地の整備を希望されておりました。譲受人の株式会社 G は、このたび工場の増設により来客の駐車スペースや大型車両の回転場所等が確保できず荷物の受け出しに苦慮しておりました。そこで、隣地であります申請地を譲り受け従業員および来客用31台の駐車スペースおよび大型車両の通路として利用したい計画であります。なお、既存の事業所とあわせた全体面積は3355.22㎡であります。また、申請地内では大型車両の回転が困難なため、地図内に記載した矢印のとおり、近隣の事業所が所有する宅地を通路の一部として借り受け、申請地への

出入りを行う予定です。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、既存の施設の1/2以下の拡張により許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でしたが平成30年3月23日に農振除外の公告が済んでおります。また、第1種農地における転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思っております。この件につきましては、漆戸推進委員、小島委員から意見をいただいております。

<漆戸推進委員>

7月17日に小島委員と確認してきました。株式会社Gですが、相当前から移転または駐車場の確保ということで近隣に声をかけてやってきたわけですが、なかなか確保できないということで、地図を見てもらってもお分かりかと思いますが、敷地面積いっぱいには工場が建っており、大型トラックが毎日出入りしています。停めるのに非常に苦労してやっていたようです。今回譲っていただけることになり申請となりました。この地図からいくと西側に町道があるが、大型車両の回転が困難ということで、H株式会社の土地を借りて入るという形にしてあります。杭は確認できました。道が狭いところに大型車両が入ってくるということですので、なかなか苦慮していると思っております。以上、ご審議のほどお願いします。

<有賀会長>

この件につきまして何かありますか？株式会社Gは何を作っている会社なのか？

<漆戸推進委員>

メッキ加工の会社です。

<有賀会長>

よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は5枚目の裏を、配置図は6枚目の表をご覧ください。

昨年12月にも同様の案件がありましたが、こちらの土地の名義は、亡I相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にてその相続財産管理人が選任されております。

すので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。伊那市西町・・・番地に所在する、J 法律事務所の弁護士であります K さんが相続財産管理人となっております、大字伊那富・・・番、地目は田、面積331㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの L さんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲受人の L さんは町内のアパートに住んでおりますが、将来を考え自己の住宅を建築したい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<宮原職務代理>

7月17日に原委員と見てきました。図の住宅を建てる左側は既に家が建っております。Iさんの土地で相続人がいないということで、弁護士管理になっているということです。境界はしっかり入っております、町道に接しているということで問題ないと判断しました。ご審議のほどお願いします。

<有賀会長>

よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は6枚目の裏を、配置図は7枚目の表をご覧ください。

辰野町大字辰野・・・番地にお住まいの M さんが所有いたします、大字辰野・・・番、地目は畑、面積10㎡を、塩尻市大字宗賀・・・番地に所在する有限会社 N が取得し倉庫敷地を拡張するための申請でございます。

譲受人の有限会社 N は、申請地に隣接する倉庫用地(地図、色塗り箇所)を取得しましたが、進入路が狭いため、申請地を取得し、進入路としたい計画です。なお、既存の倉庫敷地とあわせた全体面積は439.34㎡であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

<栗林推進委員>

地図を見ていただくとわかりますけれど(場所の説明)のところでは、色を塗ったところは以前 O さんが所有していた倉庫であります。

隣接する住宅の P さんと O さんの 2 軒が同じ町道から奥にはいって家と倉庫があるようになっています。P さんも家売る方向で検討しているが、進入路が狭いので売れないということもあり、現在の所有者である有限会社 N には前からその話をしていたそうです。有限会社 N も進入路を P さんのほうに売ってしまうと自分の道がなくなるといことで、入り口の農地について売ってもらって登記ができれば、P さんの進入路を確保するというような了承済みの話であります。地籍図で見ると一番左側の細長いところが今回分筆された所で、農地転用をやるということの後ろの土地についても経済効果がでてくるし、現在も道路沿いで狭い農地ですが家庭菜園で使ってもらえるという状況です。杭もしっかり打ってありますし、上下水道も全体の敷地の中では確保されているということであり、特に問題ないと調査してきました。以上よろしく申し上げます。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

7番、使用貸借権の設定でございます。地図は7枚目の裏を、配置図は8枚目の表をご覧ください。

辰野町大字平出・・・番地にお住まいの Q さんが所有いたします、大字平出・・・番、地目は畑、面積292㎡を諏訪市大字中洲・・・番地にお住まいの R さんが借り受け、住宅を新築するための申請でございます。

貸付人と借受人は親子であり、借受人は、現在町外のアパートで生活しておりますが、将来を考えご実家のある辰野町へ住宅を新築したい計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小島委員、新村委員から意見書をいただいております。

<小島委員>

この件につきましては去る7月18日に新村委員と現地を確認しました。(場所の説明)になります。境等につきましては国調が入りしっかりしていますし、上下水道も通っており、道路についても確保していますし、周辺につきましても既に住宅が建っておりますので特に問題はないと思われませんが、ご協議をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

8番、所有権の移転でございます。地図は8枚目の裏を、配置図は9枚目の表をご覧ください。

辰野町大字小野・・・番地にお住まいの S さんが所有いたします、大字小野・・・番、地目は田、面積918㎡を、辰野町大字小野・・・番地に所在する T 株式会社を取得し事業所敷地を拡張するための申請でございます。

譲受人の T 株式会社は、申請地に隣接する事業所で製造加工販売業を営んでおりますが、このたび需要の急増により資材を貯蔵する倉庫が必要となったため、申請地を取得し、倉庫を建設したい計画です。なお、既存の事業所敷地とあわせた全体面積は24021.93㎡であります。

申請地は宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見をいただいております。

<中村委員>

事務局から説明のあった通りであります。(場所の説明)でありまして、影響ないと判断しました。特に問題はないと思います。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

9番、所有権の移転でございます。地図は9枚目の裏を、配置図は10枚目の表をご覧ください。

東京都大田区中央四丁目・・・番・・・号にお住まいの U さんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積148㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの V さんが取得し住宅敷地(駐車場)を拡張するための申請でございます。

譲受人の V さんは隣接地(地図、色塗り箇所)にお住まいですが、駐車スペースが不足しているため、申請地を取得し、自家用2台分の駐車場としたい計画です。

なお、既存の宅地とあわせた全体面積は495㎡であります。

申請地は宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見をいただいております。

<宮原職務代理>

7月18日に原委員と確認をいたしました。住宅の横を駐車場にするということで、境界もしっかり入っておりますし、駐車場ですから特に問題ないと思っておりますが、ご協議をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

10番、所有権の移転でございます。地図は10枚目の裏を、配置図は11枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの W さんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は田、面積1180㎡を茅野市宮川・・・番地にお住まいの X さんが取得し太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人の W さんは農業経営の縮小を考えておりました。譲受人の X さんは申請地に太陽光パネル528枚を設置し売電を行いたい計画です。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m 以内に2つ以上の公共的施設、辰野南小学校及び羽北保育園がありますので、農地法第5条2項①ロ(1)第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

ご説明申し上げます。W さんはもう歳だし、農業をやっていく自信がないということで、今回の申請となりました。隣にあるアパートの地主も了承を得ているということですので問題ないかと思っておりますので協議をお願いします。このところ太陽光が非常に多くて、値段も安いということですが、これも時代かなと思っておりますけれど。何かありますか？よろしいでしょうか？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<唐澤事務局次長>

11番、使用貸借権の設定です。地図は11枚目の裏を、配置図は12枚目の表をご覧ください。

辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいの Y さんが所有いたします、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積296㎡を伊那市境・・・番地にお住まいの Z さんが借り受け、住宅を新築するための申請でございます。

借受人は貸付人のお孫さんにあたり、現在町外のアパートで生活しておりますが、将来を考えご実家の隣地へ住宅を新築したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m 以内に2つ以上の公共的施設、辰野南小学校及び羽北保育園がありますので、農地法第5条2項①ロ(1)第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<宮澤委員>

7月17日に有賀会長と私と不動産会社の方と現地確認に行っていました。Yさんのお宅の敷地内にお孫さんが新しく家を建てるということで、とても古くて大きな家だったんですけどとても住めないという事情があり、そこに新築するというので見えました。水道、国道沿いでして境もはっきりしていましたので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

<有賀会長>

この件について何かありますか？お孫さんが実家のほうに来るということですので、人口も増えてよかったなと思います。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第2号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<唐澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計18件、28筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書のとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と24筆、19,979㎡について10年5ヶ月、4筆、6,084㎡について5年5ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第3号、農用地利用配分計画（案）について】

＜唐澤事務局次長＞

農用地利用配分計画（案）については、議案第2号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。詳細は議案書のとおりであります。農事組合法人たつの営農へ24筆、19,979㎡について10年5ヶ月、4筆、6,084㎡について5年5ヶ月の使用貸借権を設定するものです。農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

＜有賀会長＞

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第4号、非農地の承認について】

＜唐澤事務局次長＞

非農地証明の申請であります。地図は1枚目、カラー刷りのものをご覧ください。地図中の黄色で塗った7箇所が申請地になります。

今回は、農地法3条1番の申請と同じく、東京都江東区越中島三丁目・・・番・・・号にお住まいのAさん所有の大字伊那富・・・番、面積297㎡、大字伊那富・・・番、面積320㎡、大字伊那富・・・番、面積49㎡、大字伊那富・・・番、面積595㎡、大字伊那富・・・番、面積694㎡、大字伊那富・・・番、面積112㎡、大字伊那富・・・番、面積1943㎡、全て地目は畑であります。以上7筆、計4,010㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は樹齢30年ほどの樹木が自生しており、周囲も山林となっております。申請地を農地に復元するのは容易ではなく、また農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。この件につきましては、中條推進委員、原委員に現地を確認していただいております。

＜原委員＞

実際問題として足を踏み入れることができませんでした。航空写真でB不動産の話聞いて、ここにこういうところがあるということで、実際は山林で入れませんでした。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら。今後こういう状況が増えていくのではないかと思われませんが。よろしいですかね？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<事務局 横内>

慎重審議いただいた第1号議案の5条の関係で、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いするのは、1番の案件と、4番の案件となりますが、その他にネットワーク機構の意見を伺いたい案件はありますか？特になければ、この2件のみ県の意見を聞いてから許可とさせていただきたいと思います。

報告事項

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項であります(1)7月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から7月17日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付しております。報告事項は以上です。

<有賀会長>

それではその他をお願いします。

その他(事務局 横内)

○地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について

○農業委員会組織による「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集要領

○H30 農地パトロール実施について

○農業委員会研修旅行について

○H29 農業委員会における農地等の利用の最適化推進状況及び事務の実施状況

○たつのえごまスタンプラリー

○エゴマの作業と今後の活動について(古村委員長)

○次回委員会開催日:9月5日(水) 午前9時30分から 役場第2会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

以上をもちまして総会を閉じたいと思います。大変ご苦労様です。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印